

令和4年第6回日高市農業委員会議事録

開催月日	令和4年6月24日(金)					
開催場所	日高市役所 301会議室					
開催時刻	午後1時30分					
閉会時刻	午後2時42分					
議長	福井 一洋					
	議席番号	氏名	出欠席	議席番号	氏名	出欠席
農業委員	1	森谷 進	出席	8	吉原 一雄	出席
	2	島村 実	出席	9	梅澤 三子	出席
	3	福嶋 輝幸	出席	10	清水 典子	出席
	4	鳴河 のり子	出席	11	江連 喜美	出席
	5	横田 拓也	出席	12	小岩井 義則	出席
	6	浅田 カヨ子	出席	13	道谷 淳史	出席
	7	松田 浩幸	出席	14	福井 一洋	出席
推進委員 農地利用最適化	1	山口 順	出席	4	安藤 俊吾	出席
	2	紫藤 清司	出席	5	加藤 正明	出席
	3	眞通 昭彦	欠席	6	小久保 浩司	出席

議事関係出席者	なし
事務局	事務局長 稲垣 衛 主幹 大森 充浩 主査 大河原 喜浩
傍聴人	なし
議事	<p>日程第1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>日程第3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について</p> <p>日程第4 議案第19号 農用地利用集積計画(案)の決定について</p> <p>日程第5 専決処分の報告について</p> <p>その他</p>

議 長

これより、議事に入ります。

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第1 議事録署名委員の指名をします。本総会の議事録署名委員は9番、10番にお願いします。

日程第2 議案第17号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第17号農地法第3条の規定による許可申請について審議に入ります。

1 番

本件担当の1番、申請地の状況について説明をお願いします。

申請地の場所は、〇〇中学校北側の信号を北西に進み、最初の角を右に曲がり400mほど進んだ左側になります。こちらは、何十年も前から継続して耕作されている農地になります。

議 長
事 務 局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、大根、白菜、オクラ等の露地野菜を中心に営んでいる農家になります。農業従事日数は、年間300日となります。夫婦で経営しており、妻も年間300日従事しています。申請地は、譲受人の住宅前の道を挟んで向かいの農地となっています。主な経営地は、〇〇地区となります。申請地での作付は、1年目は里芋、2年目はゴボウ、3年目はネギを栽培する計画となっています。また、譲渡人は〇〇市在住で、農地の管理の関係で譲り渡したいとの意向があり、お互いの意向が一致し、今回の申請に至りました。下限面積要件の5反以上の農地を所有し、市内外のすべての農地を耕作、管理しています。譲受人が効率よく耕作するためには必要性があると思われま

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12 番

譲受人の後継者はいるのでしょうか。

1 番

譲受人の長男は亡くなっていますが、長男の妻と息子はすぐ隣に住んでいるようです。次男は申請地の西隣の住宅に住んでいる状況ですが、後継者となるかはわかりません。

12 番

75歳で、この耕作面積は大変なのではないでしょうか。

1 番

多くの機械、トラクター3、4台、ダンプ、トラック等を所有しており、対応できると思われま

議 長
委 員
議 長

他に、質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委 員
議 長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

続きまして、2番、本件担当の2番、申請地の状況について説明をお願いします。

2 番

議 長
事 務 局

先日、現地を確認してきました。場所は、〇〇通りの〇〇の信号を南側に100m程度進んだ右側になります。19日に確認した際は、北側の申請地は草刈りがしてありまして、南側の3筆は、以前から除草剤が撒いてあり黒くなっていました。本日も確認したところ、道路沿いの草が刈ってあり、現地はきれいになっています。

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、〇〇県〇〇市で令和4年1月28日に農地所有適格法人を立ち上げました。構成員は、代表取締役の〇〇氏と取締役の〇〇氏の2人で成り立っています。〇〇氏は農業に従事してから4か月のため、1年経過すると、農業従事日数が150日となる見込みとなっています。こちらの法人は、神奈川県〇〇市にて利用権設定しており、面積4,063㎡の農地を借りて、ジャガイモと空心菜の作付をしていると確認ができています。構成員2人のうち、〇〇氏は神奈川県〇〇町で農家として、米、イモ類等を栽培してきましたが、後継者がいなかったため、今回、〇〇氏と共に法人を立ち上げました。今後は〇〇氏の農業経験をもとに野菜等を神奈川県、東京都、埼玉県及び千葉県の間東圏で栽培していくことを計画しています。将来的に関東圏での農業を計画しており、知り合いの不動産屋から紹介を受けて、今回の申請地の広さが適当であることと、〇〇氏が通うのに車で50分程度の良い場所とのことから、こちらの農地を選定しました。当初、〇〇氏の住所地が〇〇市であったため、〇〇市内で検討していましたが、適当な広さの農地が見つからなかったとのことです。法人としても、今後経営拡大を図るうえでは必要であるとのことです。法人が農地を取得する条件としては、農地所有適格法人に該当していなければいけません。該当要件としては、法人の形態、事業内容、議決権、役員の数4つからなります。法人の形態は株式会社等に該当しまして、事業内容は主たる事業が農業であり、農業の売上高が過半数であることが条件となります。今年度の農業の売り上げ見込みが〇〇〇万円、その他が〇〇〇万円、ここだけで判断すれば過半数を超えています。議決権に関しては、農業関係者が議決権の過半数を占めることとあり、構成員として代表取締役の〇〇氏、取締役の〇〇氏の2人、議決権の数の合計が20個となりまして、〇〇氏が議決権のすべてを持っているため、農業者が持つ議決権の割合が100パーセントとなっています。役員に関しては、役員の過半数が農業に従事する構成員であること、または、役員または重要な使用人の1人以上が、農業に従事することとなっているため、農業に150日以上従事する見込みとなっており要件に当てはまっています。以上の要件から、農地所有適格法人としての要件に該当していると判断できます。

議 長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

12 番

地目が田であるが、水利権の問題はどうなるのでしょうか。水利権の賦課金は所有者が払うので、所有権が移転されれば新しい所有者が賦課金を払うことになるはずですね。

委員

申請地は、入間第二用水の利益水源になります。1反で2,200円の賦課金を払っています。今は譲渡人の方がその金額を払っているはずですが、3条の移転ということで譲受人の方が払うことになります。入間第二用水は、所有権移転の情報が入ってこない状況です。入間第二用水からの推薦を受けている農業委員、もしくは農業委員会事務局から入間第二用水に情報提供はできないものでしょうか。

事務局

入間第二用水の受益地となっている案件が出た場合には、申請の際に申請者に対し、受益地となっていることについてお知らせはしていますが、本来は所有者自身が手続きをするものと考えています。

委員

実際は、手続きが漏れてしまっているケースがあります。入間第二用水の推薦で出てきている農業委員が総会で知りえた情報を、直接伝えてしまうと問題がありますよね。

事務局

委員から直接伝えるのは控えていただきたいと思います。また、事務局から伝えるということもできないため、土地改良法に基づき、入間第二用水から正式に情報提供依頼をかけてもらう必要があると思います。

農業委員会でも、相続が行われた際には、相続の届出を農地法に基づき提出いただいております。提出されない部分については独自で調査しています。入間第二用水でも、自主的に調査するしかないと思われれます。もしくは、入間第二用水事務局から受益者に対し、所有権が移転した場合には届出をするように周知していくしかないと思われれます。

3番

4条や5条の農地転用であれば、水利組合の同意書をもらいに行く際に、必ず届出を出すように促されます。

事務局

事務局としては、3条の申請時には入間第二用水の受益地であることを伝えること以外に、何か行うことは難しいです。

3番

〇〇農園は、何を作付け予定なのでしょう。

事務局

空心菜とジャガイモとなっています。

3番

そもそも水田としての利用予定はないということですね。

委員

里芋等の場合は、水が多いところの方がいいという話も聞いています。しかし、こちらの申請地は水が多く畑として使うには土を入れないと難しいように思います。

12番

土を入れる際は、別に許可が必要になってきますよね。

議長

その際は、事務局での対応をお願いします。

事務局

はい。

12番

〇〇農園は、今年1月に設立して農地所有適格法人になっていますが、ホームページを見てみると、「土地の買い取り即日現金」との記載や、「手ぶら農園」、要するに初心者でも安心して農業ができるようなことを記載しています。また、代表取締役の〇〇氏は〇〇市から通うこととなっており、時間も経費も掛かるが、本当に収支計画等は大丈夫なのでしょう。事業として成り立つのでしょうか。そちらの説明をしっかりといただかないと、委員も判断することが難しいと思われれます。

事務局	<p>農業経営目標では、神奈川県〇〇市にて4反の利用権設定を行っており、計画ではジャガイモを3,800kg、空心菜を742kgの収穫を予定し、売り上げ見込みとしてジャガイモは〇〇〇万円、空心菜は〇〇〇万円の合計で〇〇〇万円ということになっています。</p>
12番	<p>これで経営はできるのでしょうか。〇〇〇万円規模ではとても経営できるとは思えないのですがいかがでしょうか。</p>
事務局	<p>そちらに加え、別途〇〇〇万円が予算計上されています。内容は、農地のレンタルサービスとなっており、〇〇市と〇〇市にて原野と山林を使用し農地として事業を考えているようです。</p>
12番	<p>そちらの貸借料があっても難しいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>ご指摘のとおり、本来であれば決算状況や事業実績から判断をしないところですが、農地所有適格法人が設立から1年経たず決算も出ていない状況で農地を所有するために、どのような判断をするべきか埼玉県農業会議に確認したところ、見込みで要件を満たしていれば問題ないとの回答を得ています。3条に関しては3年間の計画を出すこととなっており、3年目の計画では農業収入を〇〇〇〇万円と出しており、そこでどのような経営をしていって農業収入としていくかはこれからになっていくと思うのですが、そういった計画で判断していくしかない状況です。</p>
3番	<p>法人に関して、プラスになるかどうかを総会の場で、上手くいきそうだから許可という判断をしてしまうと、おそらくほとんどの農業法人を不許可ということになっていってしまうのではないのでしょうか。そこが農業経営の難しい部分だと思われます。3条許可の判断としては、経営が成り立つかどうかということではなく、この農業者が、この農地を使うことが良いのかどうかを判断するほうが良いのではないかと思います。</p>
12番	<p>兼業の収入部分が、不動産業だと許可と判断しがたいですが、ホームページ上ではレンタルサービスを行い、農業を発展させるのに尽力したいとの記載もあり、応援してもいいのではないのでしょうか。</p>
事務局	<p>過去に利用状況をみてから許可をするというケースもあったように思われますがいかがでしょうか。</p> <p>そちらに関しては、福祉の施設に通う方が利用するための農地を取得したいとの話でした。一般の法人であったため、利用状況を見てから所有を認めるかの判断をしましょうということになりましたが、そもそも農地所有適格法人ではなかったために農地の取得はできなかったケースになります。</p>
12番	<p>今回は、農地所有適格法人に該当はしますが、農地を所有できる法人ではありません。ご指摘いただいているように、収入に関してや法人としての体制が先の計画まで実現できるのかどうか判断できるかは難しい部分です。</p>
12番	<p>機械は整っているのでしょうか。</p>
事務局	<p>耕耘機を1台所有しています。申請地に関しては、機材はリースで行う予定となっています。</p>
12番	<p>このような場合、今後、転用や売買できるものなのでしょうか。</p>

事務局

昔から3年3作という話がありましたが、3年の法的根拠はありません。ただ、農地として使用するために取得したものであり、当たり前にも今後も農地として使用していくということが一般論だと思います。

12番
事務局

何らかの縛りはないということですね。

縛りの様なものは特にありませんが、申請が出されれば総会にて審議が行われるということになります。ただし、申請地は第一種農地の可能性が高く、原則転用不許可となり、例外規定を除き、通常の農地転用はできない場所となっています。仮に法人が農地所有適格法人ではなくなった場合には、その農地は国が買収することとなります。

議長
委員
議長

他に質疑がありましたらお願いいたします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可で異議ございませんか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は許可と決しました。

日程第3 議案第18号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第18号農地法第4条の規定による許可申請について審議に入ります。1番2番は関連がございますので、一括審議でよろしいでしょうか。

委員
議長
7番

はい。

1番2番、本件担当の7番、申請地の状況について説明をお願いします。

21日に現地を確認してきました。申請地は、〇〇内の〇〇農園に隣接した場所になります。現在は草丈が80cm程度の状況でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

当該申請地は、〇〇の中に位置しています。〇〇周辺において、9月の曼珠沙華開花時期には、〇〇内の駐車場が満車となり、周辺道路も渋滞となっています。このことから、申請地において臨時駐車場を開設し、少しでも渋滞が緩和できればとの思いで計画されたものです。現地の形状を変更しないことや、過去を見て申請地及び隣接地への影響はないものと思われま。なお、去年は申請されましたが、曼珠沙華まつりが中止となったため、臨時駐車場は開設されませんでした。令和元年も同様に申請されており、駐車場利用後は、現地は耕耘され農地が復元されていました。埼玉県も確認しており、完了届も受領されています。

議長

ただいま、委員及び事務局より説明がありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員
議長

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農地法第4条第2項各号に該当しないため、許可相当で異議ございませんか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は許可相当と決し、県知事に送付します。

日程第4 議案第19号 農地利用集積計画（案）の決定について

議案第19号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項」の規定による「農地利用集積計画（案）の決定について」を議題とします。

本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

5番

先日、現地を確認してきました。申請地の〇〇番の方は里芋が作付されていまして。〇〇番と〇〇番は、稲が作付されていまして。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、花卉をはじめ、水稻、パパイヤ、里芋等を栽培する認定農業者です。年間の農業従事日数は350日です。既に広域で農地を借り受けており、申請地は借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。

議長

ただいま、委員および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員

異議なし。

議長

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。（案）を消してください。

続きまして、2番、議事に入ります前に、議事参与の制限により13番は退室をお願いします。それでは、本件担当の9番、申請地の状況について説明をお願いします。

9番

昨日、現地を確認してきました。申請地には、トウモロコシがきれいに作付けされていまして。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

借受人は、認定農業者であり、年間の農業従事日数は300日、主に露地野菜、トウモロコシ、ネギ、ニンニクを栽培する農業者であります。申請地は借受人の経営地に隣接しており、農地を集積して経営拡大を目的としています。こちらの申請地は借受人が利用権設定していましたが、期限が過ぎていたため、新規の扱いとなっています。

議長

ただいま、委員および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

委員

ありません。

議長

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということでよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。13番は入室をお願いします。

5番

続きまして、3番、本件担当の5番、申請地の状況について説明をお願いします。

昨日、現地を確認してきました。申請地には、作物を刈り取った後の状況でした。

議長
事務局

続いて、事務局より申請人の状況について説明をお願いします。

譲受人は、川越市で認定農業者となっており、農地所有適格法人として営農しています。川越市〇〇等を中心に水稻、露地野菜、主にサツマイモ、小松菜、トマト等を栽培しています。法人の経営面積は55,075.65㎡、うち水田が41,132㎡、畑が13,943.65㎡となっています。経営地は川越市の割合が9割で、残りが日高市と狭山市となっています。法人が所有している農地面積は30,128㎡となっています。日高市では、〇〇字〇〇、〇〇中学校の西側に位置する4,300㎡の農地を所有している。こちらは、平成28年に農地法3条で取得している。今回は、農業経営基盤強化促進法による所有権移転になり、農地の譲渡に係る特例で、控除が受けられるメリットがあり、申請に至っています。農業従事日数については年間300日です。申請地では、露地野菜を計画しているようです。

議長

ただいま、委員および事務局より説明はありましたが、質疑がありましたらお願いします。

3番
事務局

聞き覚えのない法人ですが、どのような法人なのでしょうか。

市内では、〇〇地区にある〇〇に出荷をしています。また、レストラン経営にも関係しており、そちらにも出しているようです。ホームページも出ていますが、系列で不動産部もあるようです。ただ、〇〇の農地はしっかり経営されているのは把握しています。平成22年〇〇月〇〇日に法人が設立されています。本店は川越市〇〇〇〇となっています。

議長
委員
議長

他に質疑がありましたらお願いします。

ありません。

質疑なしと認めます。よって質疑を終結します。お諮りします。農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしており、原案のとおり承認ということよろしいでしょうか。

委員
議長

異議なし。

異議なしと認めます。本件は原案のとおり承認と決しました。(案)を消してください。

日程第5 「専決処分の報告」について

日程第5「専決処分の報告」について、農地法第5条第1項第7号が1件あります。お手元の資料を読み込みいただき、質疑がありましたらお願

委員

いします。
ありません。

議長

以上で、本日の審議事項等すべて終了しました。